

介護保険料の決まり方

介護保険料は、各市町村における介護保険事業計画などをもとに介護サービスにかかる費用など必要額を算出し、65歳以上の人口、所得段階別人数割合の見込数などから3年ごとに基準額を設定します。(今期は令和6年～令和8年度)

松原市では、その基準額をもとにして、所得金額、世帯状況など負担能力に応じて、18段階設定を行っています。

令和6年度からの第9期介護保険料については、介護サービス利用者数の増加などによる介護給付費の増加や国の介護報酬改定などの影響により上昇することとなるため、保険料段階を11段階から18段階に変更し、保険料基準額の縮減を図っています。

基準額の算出方法



二 松原市の保険料の

基準額/94,800円(年額)

7,900円(月額)

令和6年度 介護保険料額

所得段階区分	対象者	算式	年間保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯 ^{※1} 全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 ^{※2} と課税年金収入額 ^{※3} の合計が80万円以下の人	基準額×0.285 ^{※4}	27,018円	
第2段階	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額×0.485 ^{※4}	45,978円
第3段階	本人が市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額×0.685 ^{※4}	64,938円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	85,320円
第5段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額×1.0	94,800円
第6段階		前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	113,760円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	123,240円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	142,200円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	161,160円
第10段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	180,120円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	199,080円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	218,040円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.4	227,520円
第14段階		前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	基準額×2.5	237,000円
第15段階		前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	基準額×2.6	246,480円
第16段階		前年の合計所得金額が1,020万円以上1,120万円未満の人	基準額×2.7	255,960円
第17段階		前年の合計所得金額が1,120万円以上1,220万円未満の人	基準額×2.8	265,440円
第18段階		前年の合計所得金額が1,220万円以上の人	基準額×2.9	274,920円

※1 世帯

4月1日(年度途中で資格取得した方は資格取得日)時点の住民登録上の世帯です。

※2 合計所得金額

収入金額から、必要経費に相当する金額を控除した金額の事で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を差し引きます。合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

第1段階から第5段階の方は、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかつた場合と同額に調整して計算します。また、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除します。

※3 課税年金収入額

老齢年金や退職年金などの課税対象となる年金の収入額です。遺族年金や障害年金などの非課税年金の収入額は含まれません。

※4 保険料率

保険料率は、松原市介護保険条例において、第1段階は0.455、第2段階は0.685、第3段階は0.69と定めておりますが、国・府・市からそれぞれ公費を投入することで、表記の保険料率(額)に軽減しています。